

新産業廃棄物最終処分場基本計画 市民報告会

3月6日(日)基本計画(案)の市民報告会が多賀市民会館で開催されました。
今回は午前の部、午後の部の2回で延べ150人程度が参加されました。

始めに県から基本計画の検討項目結果について説明があり、
続いて策定委員会の委員長、副委員長から意見や補足説明がありました。

質疑応答では、それぞれ10人程度から施設、道路、地域振興、
信頼醸成についての質問、要望が出されました。

今後は基本計画の策定と基本設計の準備が
始まる見通しです



参加した人の意見

Aさん

多賀公民館で2回開催されたので、12月中間報告会より参加者が増えました。

しかし、4学区(諏訪、大久保、油縄子、成沢)の人口で考えるとまだまだです。

報告会は県や策定委員会の専門家委員から施設建設の調査内容や全国の事例を直接
聞ける貴重な機会です。話を聞いて理解した上で、質問や意見を述べるのが大切です。
一人でも多くの人が諏訪の未来を考えながら参加されることをお勧めします。

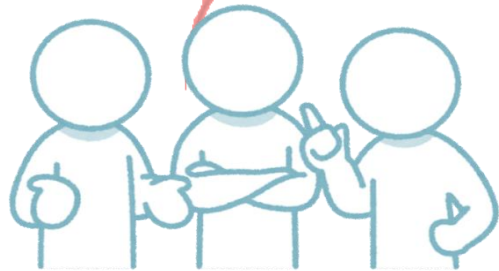
Bさん

百聞は一見に如かず。会場では資料を読んだだけでは得られない様々な気づきがあります。諏訪が候補
地である以上、私たちは最も影響を受ける立場にいます。あなたも私たちも諏訪の歴史の目撃者です。

Cさん

様々な意見を聞いていると「なるほど」と心に響く瞬間があります。そして、その積み重ねが信頼醸成に繋がるの
だと思います。私たち住民が一番得たいのは「最終的な安心感」です。造るのであれば、県や市には将来に禍根
を残さないよう「自然との調和と生活環境の保全に配慮する」ことをずっと守って頂きたいし、私たち住民
も共に汗をかきながら諏訪の歴史や文化をふまえた街づくりをしていきたいと思っています。

そのためには、県、事業団、市、4学区で四者協定をきちんと結びましょう。



編集後記

互いの立場や価値観は尊重しつつ、それぞれの理念や哲学を明確にした上で議論を通して新し
い施策を生み出す。

令和の時代は建設の是非と行政プロセスの両面で、理解と共感の輪が広がり、住民参画で新し
い価値が生み出せれば素晴らしいことだと思います。



かんきょう 言取言方

第8号 令和4年3月20日

諏訪学区環境保全委員会

発行 総務広報部会

kankyosuwa@gmail.com

はじめに

昨年8月5日に日立市長が県に受入を表明してから半年が経ちました。
今回は第15回諏訪学区環境保全委員会の内容と基本計画市民報告会の様子を紹介します。

R3年12月～R4年3月の出来事

R3年12月 4日	茨城県	新産業廃棄物最終処分場基本計画 中間報告会 (日立市民会館)
25日	茨城県	第3回 基本計画策定委員会
R4年 1月 7日	諏訪学区	第13回 環境保全委員会 (拡大役員会) (第3回県基本計画策定委員会報告)
2月 6日	茨城県	第4回 基本計画策定委員会
7日	諏訪学区	第14回 環境保全委員会 (部会、全体会) (県提出125項目について)
16日	諏訪学区	第15回 環境保全委員会 (拡大役員会) (第4回県基本計画策定委員会報告)
3月 6日	茨城県	新産業廃棄物最終処分場基本計画 市民報告会 (多賀市民会館)

第15回環境保全委員会(拡大役員会)で 出た願い、意見、声

地域振興部会

・地域で取りまとめ、提出した様々な要望を、きちんと
協議する場を設けてほしい

道路交通安全部会

・梅林通りは諏訪神社の表参道であり、生活道路である
道幅も狭く、視界も悪い

施設・環境衛生部会

・水の収支や測定の実績にこだわって安心させてほしい
・住民として気付く不安な点を専門家に伝えて頂き、技術的
な回答を頂いてほしい

全体・信頼醸成

・議論の深堀同様、各種調査や結果の周知、広報にも
力を入れて、住民の納得感や共感を高めてほしい
・私たちは一生諏訪に住み続けるので、将来の安全も
保証してほしい(末代までの安全安心)
・子や孫に恥じない諏訪を残したい(明るい諏訪の未来)

県基本計画の検討項目

- ・事業の概要
- ・受入対象廃棄物・受入管理計画
- ・整備計画地の概要
- ・施設計画
- ・併設施設の検討
- ・環境保全計画
- ・跡地利用計画
- ・運営・維持管理計画
- ・基本計画案とりまとめ

今後の県の予定

基本計画策定

生活環境影響調査の実施

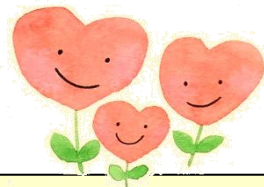
基本設計の策定

実施設計の策定

新産業廃棄物最終処分場問題 委員会からの意見、提案、要望と県の回答進捗状況一覧表

令和4月1月26日提出分より

諏訪学区環境保全委員会から県資源循環推進課殿に意見、提案、要望させて頂いた回答進捗状況を一覧表にしました。
県には「住民生活の安全安心を保つ上でいずれも大事な論点ですので、継続項目につきましては引き続きご回答のほどよろしくお願いします」とお伝えしています。



信頼醸成

拝承項目

- 01 産廃排出の抑制・低減
- 02 既存処分場の延命(埋立処分場)
- 03 既存処分場の延命(中間処理施設、その他)
- 05 地域の合意形成
- 07 08 排出重心の算出と追加評価
- 09 整備費の追加評価
- 10 処分場の安全安心の保証
- 11 処分場の運用期間
- 13 コンプライアンス遵守体制の確立(入札条件)
- 14 入札の透明性確保と発注先の厳選
- 18 茨城県の廃棄物処分計画の明確化
- 19 健全な処分場経営
- 23 24 環境マネジメント 品質マネジメントの取得
- 26 着工時期
- 30 工事期間中の対策(その他)
- 31 交通状況の追加評価
- 33 車両の交通安全対策(運行履歴記録)
- 34 車両の交通安全対策(台数上限)

継続項目

- 04 処分場設置の決定
- 06 排出重心の算出と追加評価
- 12 コンプライアンス遵守体制の確立(CSR活動)
- 15 QA/QC (検収含む)
- 16 運営の透明性の確保
- 17 住民への情報開示と説明
- 20 住民参加による運営
- 25 環境アセスメント
- 27 工事期間中の対策(交通安全)
- 28 工事期間中の対策(騒音・粉塵)
- 29 工事期間中の対策(濁水)

保留項目

- 21 22 リスクマネジメント
- 32 車両の交通安全対策(ディーゼル車排ガス対策)

施設・環境衛生

拝承項目

- 01 02 03 地盤状況の追加調査
- 08 09 10 11 中間処理施設
- 12 遮水システム全般
- 15 漏水探知設備の耐久性
- 16 表面遮水工
- 17 漏水探知設備(表面遮水工損傷のモニタリング)
- 18 鉛直遮水工
- 25 地表水集排水路
- 26 防災調整池、沈砂池
- 28 県外廃棄物の対応
- 32 33 34 水質監視(地下水、井戸水、河川水、湧水)
- 35 大気質監視
- 36 地形・水文等変化監視
- 37 貯留構造物・埋立物監視
- 38 処分場周辺地形変化監視
- 39 40 41 搬入物の監視(放射線量、ガス、展開検査)
- 42 43 44 45 データ類の公開(1)
(維持管理記録、展開検査結果、車両台数、埋立作業実況)
- 46 47 48 49 50 51 データ類の公開(2)
(環境モニタリング、地下水、浸出水、井戸水、河川水、湧水、異常値が発生した場合)

継続項目

- 04 生態系の追加調査
- 07 最終処分場の形態
- 13(1)(2)(3) 遮水シートの耐久性(1)
- 14 遮水シートの耐久性(2)
- 19 20 21 22 浸出水処理
- 23 24 覆蓋構造(中間柱)(屋根)
- 27 停電対策
- 30 31 水質監視(浸出水)
- 52 処分場のリスク
- 53 大平田鉱山から鮎川に流入する水について
- 54 激甚災害時の過酷事故、処分場形態

保留項目

- 29 発生ガス監視



地域振興

継続項目

- 01 大平田地区の上下水道の整備
- 02 避難所、集会場の整備(大平田、上諏訪)
- 03 防災避難場所、広場の設置(上諏訪、向山、鮎川台)
- 04 県道37号線の交通安全施設の設置(歩道、信号機、橋)
- 05 地域生活道路の整備(大平田集会場～かみすわ山荘、滝平)
- 06 水穴付近の工事、魚道工事
- 07 諏訪梅林の整備(トイレ、駐車場、横断歩道、信号の設置)
- 08 かみすわ山荘の整備(駐車場、運動場、バーベキュー)
- 09 諏訪小学校運動場の整備(暗渠排水工事)
- 10 諏訪コミュニティへの助成(乗合タクシー事業)
- 11 梅友会
自然と融合協調する親水公園 諏訪梅林の整備
「だれでも、いつでも、なんどでも」来園したくなる梅林へ
(遊歩道、トイレ、駐車場、樹木、付帯施設、保安、道路、河川、連絡橋、不法投棄の防止)
- 12 鮎川をきれいにする会
(次世代を担う子どもたちに処分場のマイナスイメージの払しょく)
不法投棄監視カメラの設置、ホタル舞う環境づくり
- 13 大平田自治会
市道の整備、河川の整備、川岸樹木の伐採

道路 交通安全

拝承項目

- 02 03 新設道路の建設

継続項目

- 01 梅林通りの将来にわたる安全確保
- 04～09 県道37号線の建設工事車両の使用と安全確保



A・B・C・D 共通の願い

- ①コンプライアンス体制確立
- ②住民意見の尊重
・住民参画による監視・協定締結と実効的活動
- ③全ての情報の公開と説明
・双方向コミュニケーション
・透明な運営・候補地選定から終了まで
- ④自然を畏れる設計思想
- ⑤末代迄の安全安心コミット
- ⑥責任所在の明確化
- ⑦BCPの策定と関係者共有

**最終処分場設置に伴う地域振興並びに環境
保全に関する地域代表を含めた”四者協定”の締結**